お問い合わせ先

［税関相談官または税関広報広聴室（官）］

函館税関	0138-40-4261（相談） 4218（広報）
札幌税関支署	011-231-1443（相談）
東京税関	03-3529-0700（相談） 3599-6264（広報）
羽田税関支署	050-5533-6962（相談） 6960（広報）
成田税関支署	0476-34-2128（相談） 2125（広報）
東京外郵出張所	03-5665-3755（相談）
横浜税関	045-212-6000（相談） 6053（広報）
川崎外郵出張所	044-270-5780（相談）
名古屋税関	052-654-4100（相談） 4008（広報）
中部空港税関支署	0569-38-7600（相談） 7607（広報）
中部外郵出張所	0569-38-1524（相談）
大阪税関	06-6576-3001（相談） 3067（広報）
関西空港税関支署	072-455-1600（相談） 1520（広報）
大阪外郵出張所	072-455-1850（相談）
神戸税関	078-333-3100（相談） 3028（広報）
門司税関	050-3530-8372（相談） 8333（広報）
福岡外郵出張所	092-663-6260（相談）
博多税関支署	092-263-8235（相談）
福岡空港税関支署	092-477-0101（相談） 0088（広報）
長崎税関	095-828-8619（相談） 8606（広報）
沖縄地区税関	098-863-0099（相談） 996-5530（広報）

安全安心な社会を目指して

密輸情報の提供にご協力ください

密輸ダイヤル　シロイ　クロイ

0120-461-961

麻薬・拳銃などの密輸や、知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

@Custom_kun

税関の取組みについて、税関イメージキャラクターの「カスタム君」の“つぶやき”を通じて発信します。

@Japan.Customs

税関ホームページに掲載する情報を中心に、税関からお知らせしたい情報を発信します。

税関チャンネル

税関の取組みを、動画でわかりやすく紹介しています。

詳しくは税関 WEB サイトをご覧ください

https://www.customs.go.jp

税関　検索

2024.06

税関の役割

安全安心な社会を実現する

税関 JAPAN CUSTOMS

税関の使命

税関の役割

貿易は、我が国の産業を発展させ、
国民生活を豊かにする大きな原動力であり、
貿易の発展とともに我が国は
あらゆる面にわたってめざましい進歩をとげてきました。
近年、我が国の国際化が進む中で、
人や物の交流は著しく増大しており、
貿易の第一線にある税関の役割はきわめて重要になっています。
税関はその使命を達成するため、
輸出入貨物の通関、関税等の徴収、
密輸の取締りなど、
秩序ある貿易の発展に努めています。

安全・安心な
社会の実現

＋

適正かつ公平な関税等の徴収
貿易の円滑化の推進

税関の歴史

鎖国政策がとられていた江戸時代には、長崎の出島が、唯一の外国に開かれた港でした。しかし、幕末の安政元年（1854年）に結ばれた日米和親条約を皮切りに、我が国は諸外国に対し次々に港を開きました。

安政6年（1859年）、長崎、神奈川及び箱館（函館）の港に「運上所」が設けられ、今日の税関業務と同様の輸出入貨物の監督や税金の徴収といった運上業務や、外交事務を取り扱うことになりました。これが税関の前身です。明治5年（1872年）11月28日、運上所は税関と改められ、ここに税関は正式に発足しました。その後、税関は貿易の伸長とともに歩み続けています。

明治3年（1870年）当時の神戸

税関の組織

税関は、財務省の地方支分部局として、全国に8税関（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎）及び1地区税関（沖縄）を置き9つの区域に分けて管轄しています。各税関の本部（本関）には、内部組織として総務部、監視部、業務部、調査部が設けられています。また、下部組織として各地に支署（69か所）、出張所（104か所）、監視署（9か所）が設けられています。
（令和6年4月1日現在）

税関の官署は、貨物の輸出入通関や船舶・航空機の取締りの拠点として外国との貿易を行うための港（開港）や空港（税関空港）、さらには、内陸部の流通拠点等に設置されており、各地の行政需要に対応しています。

- 財務省
  - 関税局
  - 関税中央分析所
  - 税関研修所
  - 関税・外国為替等審議会
  - 関税等不服審査会
  - 税関
    - 総務部　税関事務の総合調整
    - 監視部　船舶・航空機及び輸出入貨物の取締り、出入国旅客の通関手続、保税地域の許可・取締り
    - 業務部　貨物の輸出入手続、輸出入貨物の分析、関税、消費税などの徴収
    - 調査部　輸入された貨物に係る納税申告内容の調査、犯則事件の調査及び処分、貿易統計の作成・公表
    - 支署
    - 出張所
    - 監視署
      - 出張所
      - 監視署

輸出入通関

貨物を外国へ輸出又は外国から輸入するときは、税関に輸出申告又は輸入申告をしてその許可を受けることが必要です。これを一般に「通関手続」といいます。税関では、その申告が正しく行われているかどうかを審査し、貨物について必要な検査を行っています。また、貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続が必要となるものがあります。税関ではこれらの手続が正しく行われているかどうかを最終的に通関の際に確認しています。

また、貨物の検査は、外見的な検査だけでなく、最新機器（X線検査装置や分析装置）を使った検査も行っています。税関の検査は、麻薬や覚醒剤、拳銃など（いわゆる社会悪物品）の国内への流入を阻止するなど国民の安全と安心を守るためにも重要なものとなっています。

輸出又は輸入の許可は、これらの税関の審査・検査が終了したあとに行われますが、輸入の許可は、原則として、品物によって定められた税金（関税、消費税等）が納められたことを確認したのちに行われます。

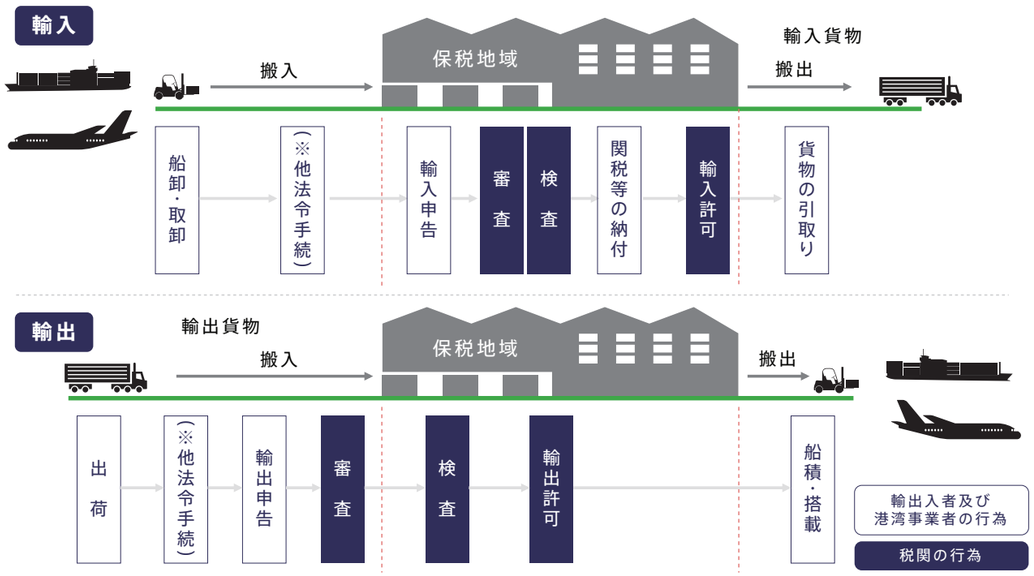

※他法令手続：貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続が必要となるものがあります。

NACCS 4P
Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System

海外旅行者の携帯品の通関 5P
海外旅行者の携帯品についても通関手続が必要です。

関税等の徴収 6P
適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。

貿易の円滑化 4P
国際標準に則った「AEO 制度」の実施に取り組んでいます。

国際郵便物の通関 5P
郵便を利用して品物を輸出入する場合にも通関手続が必要です。

保税 6P

NACCS　Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System

輸出入貨物の通関には、コンピュータを使った輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS＝Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）が活躍しています。

NACCSは、輸出入及び港湾・空港手続とこれに関連する民間業務（貨物管理等）を処理する官民共用システムです。輸出入者、航空会社、船会社、海貨業者、混載業者、保税蔵置場、通関業者、損害保険会社及び税関等がNACCSを利用しており、全輸出入申告の約99.9%を処理しています。輸入にあっては船舶・航空機の入港から海上・航空貨物の取卸し、輸入申告・許可、国内への引取りまで、輸出にあっては海上・航空貨物の保税地域への搬入から、輸出申告・許可、船舶への積込み・航空機への搭載、出港までの一連の輸出入等関連手続及びこれに関連する民間業務を処理しています。

NACCSによる通関審査風景

貿易の円滑化　国際標準に則った「AEO 制度」の実施に取り組んでいます。

貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させることが国際物流における大きな課題となっています。財務省関税局・税関は、民間企業とのパートナーシップの構築により、国際貿易のセキュリティの確保と円滑化の両立をめざし、国際標準に則った「AEO（Authorized Economic Operator）制度」の実施に取り組んでいます。

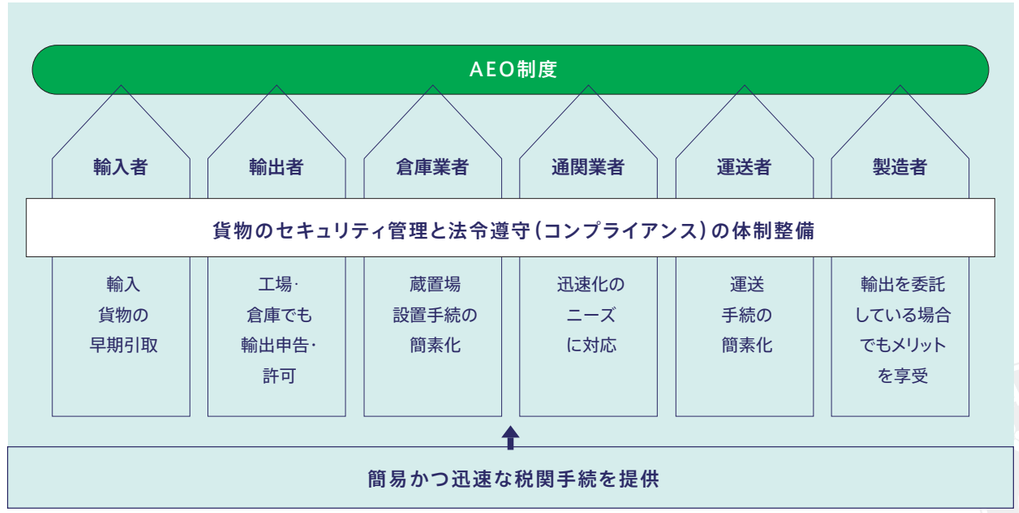

海外旅行者の携帯品の通関　海外旅行者の携帯品についても通関手続が必要です。

海外旅行者の携帯品や別送品についても通関手続が必要です。これは「旅具通関」と呼ばれ、一般の輸出入手続よりも簡単な取扱いになっています。帰国（入国）の際、全ての旅行者は「携帯品・別送品申告書」を税関に提出し、輸入する携帯品については一定の範囲内のものは免税になりますが、その限度を超えるものは税金を納めて輸入することになります。

なお、いわゆる偽ブランド品等の知的財産侵害物品やワシントン条約で保護されている動植物など、輸出入が禁止・規制されている品物がありますので注意が必要です。（7頁の「輸出入が禁止・規制されている品物の例」参照）

旅具検査風景

国際郵便物の通関　郵便を利用して品物を輸出入する場合にも通関手続が必要です。

郵便を利用して品物を輸出入する場合にも通関手続が必要ですが、郵便物の価格により取扱いが異なります。なお、品物によっては関税関係法令以外の法令の手続（3頁参照）が必要となるものがあります。

価格が20万円以下の郵便物を輸出入する場合は、一般の輸出入手続よりも簡単な取扱いとなっており、輸出入する際に、税関に申告する必要はありませんが、日本郵便株式会社の通関郵便局内に設置された税関の外郵出張所において、郵便物に貼り付けられた税関告知書等により、その内容を確認し、必要に応じた検査を行います。

また、輸入郵便物のうち品物によっては、税金（関税、消費税等）を納めなければ引き取ることができないものがあります。

価格が20万円を超える郵便物を輸出入する場合は、原則として、一般の輸出入手続と同様に税関に輸出申告又は輸入申告をしてその許可を受けることが必要です。

なお、輸入郵便物のうちギフトなどの寄贈物品や差出人から一方的に送られてきたこと等の理由により価格等が判らないものは、価格が20万円を超えるものであっても輸入申告の対象とはなりません。

外国からの郵便物の検査風景

関税等の徴収　適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。

令和4年度に税関で徴収した関税・消費税等は約14.2兆円で、税関は租税及び印紙収入の約18.5％を担う重要な徴収機関となっています。輸入する品物の税金がいくらかかるのか（品目分類・関税評価等）に関する適切な事前教示、情報提供を行うとともに、正しく税金が納められているかについて、通関後に帳簿等の調査を行う事後調査等により適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。

税関収入額の推移

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)	金額	対前年度比(%)
関税	10,711	104.6%	9,412	87.9%	8,195	87.1%	8,934	109.0%	10,084	112.9%
消費税及び地方消費税	66,228	107.0%	69,110	104.4%	70,062	101.4%	88,831	126.8%	116,684	131.4%
その他内国消費税	13,819	101.4%	13,678	99.0%	12,845	93.9%	13,685	106.5%	14,529	106.2%
とん税及び特別とん税	231	104.1%	229	99.1%	207	90.4%	211	101.9%	216	102.4%
税関収納額	90,988	105.8%	92,429	101.6%	91,309	98.8%	111,661	122.3%	141,513	126.7%
（参考）										
租税及び印紙収入	642,241	103.0%	621,751	96.8%	649,330	104.4%	718,811	110.7%	763,377	106.2%

（注）租税及び印紙収入は、財務省発表「租税及び印紙収入決済額調」より　（単位：億円）

保税

「保税」とは、外国から到着した貨物（外国貨物）について、その関税や消費税などの税金の徴収を一時留保するという意味です。輸入しようとする外国貨物は、一旦特定の場所（これを「保税地域」といいます。）に保管され、税関の審査を受けた上で、原則として関税、消費税などの税金を納めた後、輸入することができます。保税地域の種類によっては、外国貨物を保税のまま一定期間置くことができるほか、外国貨物を原料として製造した製品を関税や消費税などを納付することなく再び外国に向けて積み戻すことができます。また、国際博覧会や展示会、アートフェアなどのように外国貨物を保税のまま展示することもできます。

保税展示場における展示会の様子

監視・密輸取締り

我が国の社会･経済の国際化の進展に伴い、人や物が国境を越えて活発に活動するなかで、国民の安全と安心を脅かす麻薬や覚醒剤、拳銃などの密輸入の危険性が高まっています。

税関は、我が国の社会秩序を守るため、港や空港において警察や海上保安庁等の関係機関と連携して、24時間365日密輸の監視取締りにあたっています。

空港や港で活躍する麻薬探知犬

海上パトロール　日本の海岸線の長さは、約３万３千 km にもおよんでいます。（北方四島 1,348km を除く）

門型金属探知機

外国貿易船への立入検査

船内検査

TDS（不正薬物・爆発物探知装置）

大型 X 線検査装置

輸出入が禁止・規制されている品物の例

輸入が禁止されている品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA、指定薬物（医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）などの不正薬物
- 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつ DVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

（注）上記のほかに家畜伝染病予防法、外来生物法、植物防疫法などで輸入が禁止されているものがあります。

輸出が禁止されている品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA などの不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

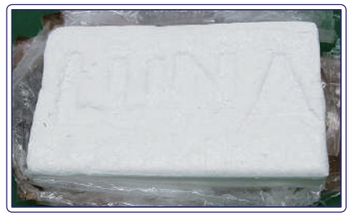
コカイン

覚醒剤

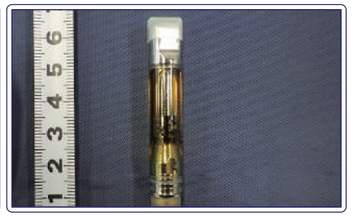
大麻リキッド

その他輸出入が規制されている品物等

- 銃砲、刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法 等）
- 絶滅のおそれのある野生動植物及びその製品（ワシントン条約）（例えば、象牙、ワニ革のハンドバック、ジャコウ等を含有する漢方薬）
- 果物、切花、野菜（植物防疫法）〔植物検疫等が必要となります。〕
- 生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージ（家畜伝染病予防法）〔動物検疫等が必要となります。〕
- けしの実及び大麻の実（外国為替及び外国貿易法）

ワシントン条約該当物品（絶滅の危機に瀕した動植物）

知的財産侵害物品の水際取締り

知的財産の保護に関しては官民あげて取り組んでいるところです。税関は、輸出入が禁止されている偽ブランド品などの知的財産侵害物品の水際取締りを行い、知財保護の一翼を担う組織として、その役割を果たしています。

近年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は、３年ぶりに３万件を超え、高水準で推移しています。

知的財産侵害物品には、健康被害が及ぶ可能性のある医薬品、発火の恐れのある電気製品など、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性のある物品もあることから、税関では、これらについても重点的な水際取締りを行っています。

また、知的財産侵害物品は郵便で持ち込まれることが多く、郵便物も積極的な取締りを実施しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績

種類＼年	2020	2021	2022	2023	前年比	構成比
特許権	116	174	280	230	82.1%	0.7%
	40,523	27,429	34,631	34,127	98.5%	3.2%
意匠権	323	302	354	348	98.3%	1.1%
	58,867	73,953	136,148	442,073	324.7%	41.9%
商標権	29,483	27,424	25,705	30,448	118.5%	95.5%
	416,599	621,684	548,972	500,824	91.2%	47.4%
著作権	576	674	841	863	102.6%	2.7%
	73,230	96,345	162,896	79,221	48.6%	7.5%
不正競争防止法	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	—	—
合計	30,305	28,270	26,942	31,666	117.5%	100.0%
	589,219	819,411	882,647	1,056,245	119.7%	100.0%

（単位：上段-件、下段-点）

貿易統計

財務省貿易統計は、全国各地の税関で把握している我が国で輸出入される貨物の実態を集計したものです。この貿易統計は、我が国の貿易の実態を詳細かつ正確に示す唯一の経済指標であり、我が国の経済政策や企業の経済活動の資料として、様々な方面で利用されています。また、国際機関等にも送付されており、我が国の貿易に関する精度の高い資料として広く利用されています。

東京（財務省内）と大阪（大阪税関調査部調査統計課内）の貿易統計閲覧室をはじめ、各地の税関では、この貿易統計を多くの人々に利用していただくために一般公開している他、税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/）でもご利用いただけます。

日本の輸出入額・入国旅客数・輸出入許可件数の推移

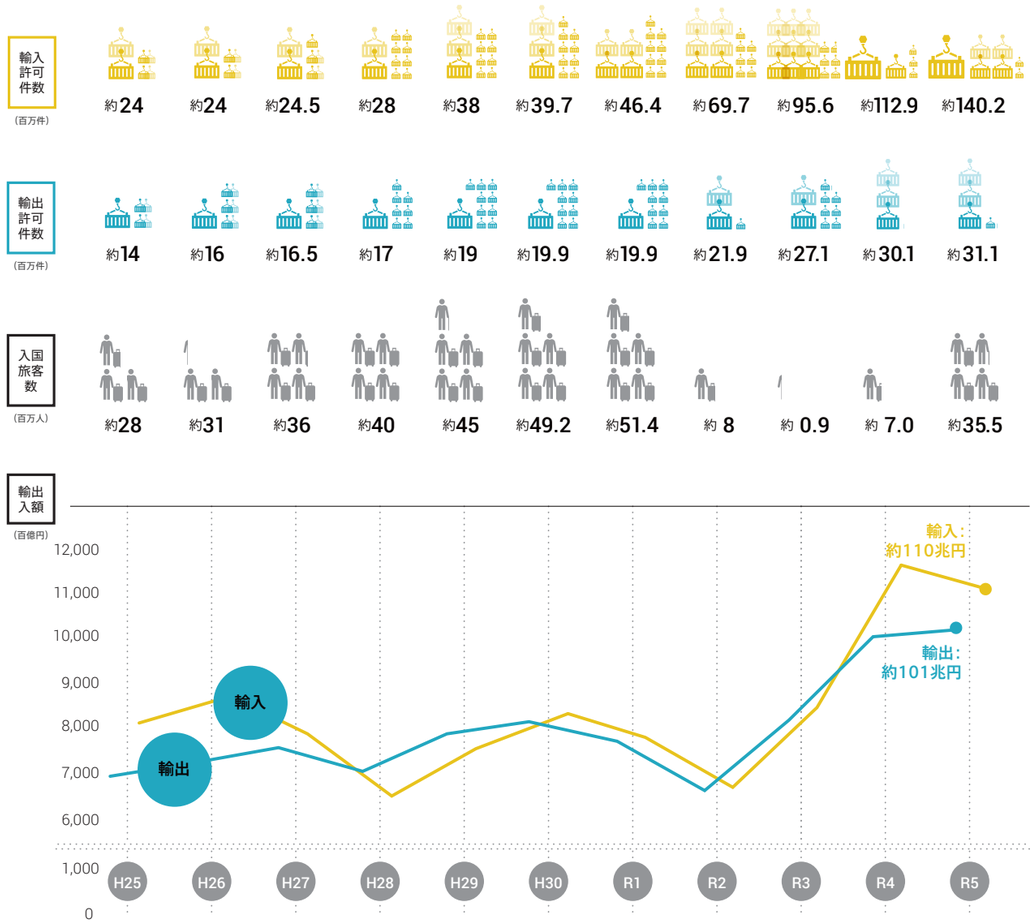

商品別・地域別の貿易（令和5年）

商品別

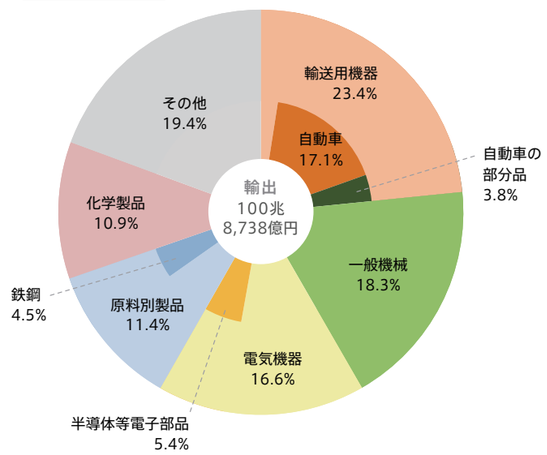

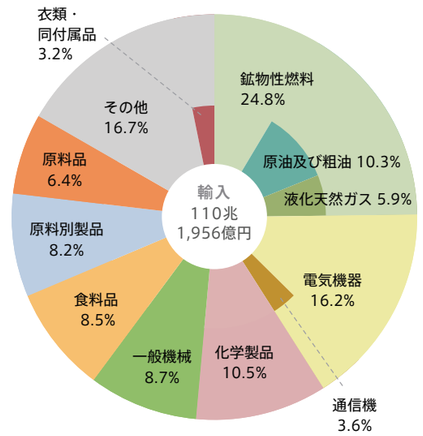

地域別

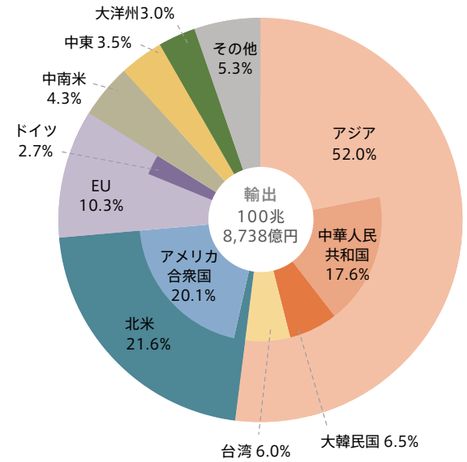

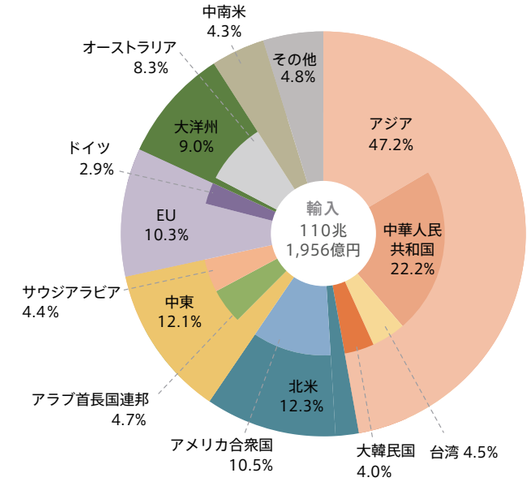

資料：貿易統計（輸出、輸入ともに確々報値）

輸出入申告書審査風景

輸入品検査風景